

大分大学理工学部再入学取扱細則

平成29年4月1日制定

平成29年理工学部細則第17号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学再入学規程（平成24年規程第19号。以下「再入学規程」という。）に定めるもののほか、大分大学理工学部（以下「本学部」という。）における再入学の取扱いに関し必要な事項を定める。

(出願可能期間)

第2条 再入学は、退学又は除籍後から起算し5年以内に限り志願できる。

(再入学出願手続)

第3条 再入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、再入学規程第3条第1項に規定する再入学の願い出に係る所定の様式のほか、本学部が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 前項に規定する出願を行う場合において志願者は、再入学をしようとするプログラムの長に、次に掲げる事項についてあらかじめ確認しなければならない。

- (1) 退学又は除籍となった理由が解消され、就学に支障がないこと。
- (2) 再入学後の履修計画に関すること。

(再入学の審査)

第4条 再入学の審査は、理工学部審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出書類及び面接等を総合して行う。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 志願のあったプログラムの長
- (2) 教務委員長
- (3) 学生生活委員長
- (4) 入試委員長
- (5) その他学部長が必要と認める者

(再入学の決定)

第5条 再入学の決定は、前条の審査委員会の審査に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

(既修得単位の認定、修業年限及び在学期間)

第6条 再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに修業年限及び在学すべき年数等については、教務委員会が審査し、教授会の議を経て決定する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年理工学部細則 4 号）

- 1 この細則は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前の教育課程に再入学を志願する者の取扱いについては，なお従前の例による。